

丹鶴ホール友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は「丹鶴ホール友の会」といいます。

(目的)

第2条 「丹鶴ホール友の会」は、新宮市文化複合施設が行う芸術文化事業を支援し、参加を促進することを目的としています。

(会員)

第3条 会員は、「丹鶴ホール友の会」の目的に賛同し、本規約を承認の上、所定の用紙により入会の申し込みを行い、年会費を納入し、会員証の発行を受けた方をいいます。なお、年会費は、納入後いかなる理由があってもお返しできません。

(会員証)

第4条 会員には、会員証を発行します。なお、会員証を貸与もしくは譲渡することはできません。

(会員資格の有効期限)

第5条 会員資格は、会員となった日から、当年度の3月末日までとします。会員期間の更新は、事務局があらかじめ通知する期日までに、会費を支払うことにより行います。その場合の会員期間は、翌年3月末日までの1年間とします。

(会費)

第6条 入会金は無料です。年会費は1,000円です。ただし入会時期が10月1日以降の場合は会費を500円とします。

(会員特典)

第7条 会員は、指定された各種特典を利用することができます。

(退会)

第8条 本規約第5条による更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会となります。また、第5条に掲げる会員期間中に退会を希望する場合は、事務局に退会の届出をしてください。退会后、会員証は会員の責任において破棄するものとします。会員証は、退会を受理した当年度の3月末日をもって失効となります。その他、運営上支障がある場合には、会員資格を取り消す場合があります。

(届出事項の変更など)

第9条 会員は、氏名・住所などに変更が生じた場合、ただちに届け出るものとします。届け出がない場合、通知その他の到着が遅延または到着しなかったときも、異議は受け付けられません。

(会員証の紛失)

第10条 会員証を紛失された場合は事務局にご連絡ください。再発行の手続きを行います。

(事務取扱)

第11条 「丹鶴ホール友の会」に関する運営、事務取扱は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが行い、その裁量により年会費・規約等の改定を行うことができるものとします。

(個人情報取扱)

第12条 会員の個人情報の取扱に関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001)に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で、適正に管理します。

(規約の変更)

第13条 本規約等を変更した場合、速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

(委任)

第14条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて定めるものとします。

制定日 令和7年5月1日